**令和７年度卓越した技能者の表彰制度の概要**

別紙

１　趣　旨

卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的としている。

２　被表彰者の決定

被表彰者は、次の各号のすべての要件を充たす者であって、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体等、その他当該表彰を受ける者の推薦に当たる者から推薦のあった者のうち、厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見を聴いて決定する。

①　きわめてすぐれた技能を有する者

②　現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

③　技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

④　他の技能者の模範と認められる者

３　表　彰

表彰は、厚生労働大臣が毎年1回、概ね150名の被表彰者に表彰状等を授与して行われる。詳細は厚生労働省ホームページ「現代の名工(卓越した技能者)表彰制度のコーナー」を確認のこと。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/jinzaikaihatsu/meikou/index.html）

４　卓越した技能者の京都府推薦に係る要件

京都府域内の事業所に就業している者であって、次の要件に全て該当する者とする。

①　**職業技能に関する京都府知事表彰（京都府優秀技能者表彰及び京都府伝統産業優秀技術者表彰）又はこれと同等以上の技能表彰既受賞者（ただし、障害のある方についてはこの限りでない）**かつ、技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。また、技能に係る叙勲・褒章の受章者（予定含む）でないこと。

②　推薦日現在及び表彰式時点（見込）において、現役の技能者として就業していること。

③　就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等により、産業の発展等に寄与した者であること。

④　勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。なお、所属の事業所や団体等にも現に社会的批判を受ける事実等がないこと。

※障害者部門（別表の第22部門）の推薦に係る留意事項

〈 対象とする障害・区分等 〉

（1）表彰対象

障害者手帳の取得者

（2）障害区分

①身体障害（肢体、視覚・聴覚等）②知的障害　③精神障害（発達、精神疾患）

〈「卓越した技能」のレベル感 〉

○アビリンピックメダル受賞後、一定年数経験後の指導経験

○公的表彰： JEED 障害者優秀勤労表彰、県知事表彰

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面あり）

○その他一般表彰等の受賞等有するも他の技能者の模範となる者

＊上記経歴に加え、以下の要件を加味

・製品の開発・加工又は作業に卓越

・業界又は所属企業内の第一人者

・障害を有する他の技能者の模範となる者

・所属企業（業界）において、後継者育成を行っている

５　被表彰候補者の推薦

　　推薦は１職種（別表に定める職種（２））１名とする。（**ただし、女性は最大２名、加えて障害のある方を推薦する場合は、最大３名推薦可能**）

なお、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、第22 部門の推薦を希望する場合は、第22 部門への推薦に加えて、第１部門から第21 部門のうち該当する職業部門にも併せて推薦することもできる。

また、類似の職種等について厚生労働省の指導があった場合、別途調整を要する場合があるので留意すること。なお、**候補者に係る個人情報を行政機関や報道機関等に情報提供することについて同意を得ること。**

６　被表彰候補者の面談

　　厚生労働省の確認事項に基づき、候補者に面談等を行うことがある。

　　面談は審査の進捗状況等に係わらず適宜行うが、面談の実施により候補者の推薦等が確定するものではないので、留意すること。また、面談が困難な場合は事前に申告すること。

７　調書等提出期限　　**令和７年２月１３日（木）必着（期限厳守）**